

工事監督支援業務特記仕様書

1 工事監督支援業務共通仕様書の適用

本業務は、徳島県農林水産部森林土木・保全課「工事監督支援業務共通仕様書【森林土木編】令和7年5月」に基づき実施するほか、この特記仕様書によらなければならない。

2 業務内容

- (1) 西部総合県民局農林水産部<美馬>で実施している林道事業等に係る監督補助業務等
- (2) その他、監督員が指示する業務
- (3) 本業務における特記仕様事項を記載

3 管理技術者及び現場技術員の選任

- (1) 管理技術者は次表の資格を有する者とし、技師(A)以上を選任するものとする。
- (2) 現場技術員は次表の資格を有する者とし、技師(C)以上を選任するものとする。

技術者の名称	技術経歴
技師(A)	<ol style="list-style-type: none">1 技術士法（昭和32年法律第124号）第14条に規定する技術士の登録（総合技術監理部門—建設又は森林、建設部門、森林部門（森林土木科目）の登録に限る。）を受けた者2 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する 1級土木施工管理技士の資格を取得した者3 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者4 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャー（以下「RC CM」という。）の登録（森林土木部門、施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）を受けた者5 委託する工事監督支援業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ工事監督支援業務の実務経験を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの<ol style="list-style-type: none">(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者(2) 短期大学、学校教育方法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者(3) 学校教育方法による高等学校若しくは旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上ある者

技師(B)	<ol style="list-style-type: none"> 1 1級土木施工管理技士の資格を取得した者 2 林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者 3 RCCMの登録（森林土木部門、施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）を受けた者 4 森林土木関係の技術的行政経験を10年以上有する者 5 委託する工事監督支援業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ工事監督支援業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者 (2) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者 (3) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者
技師(C)	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 2級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者 (2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者 (3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者 (4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上ある者

4 勤務期間

現場技術員の勤務期間は、令和8年4月4日から令和8年7月31日のうち70日間とする。

5 打合せ

4 勤務期間の内、管理技術者に選任されたものは、初回1回の業務打合せを行う。

6 超過勤務

本業務においては、超過勤務費を見込んでいない。

7 勤務場所

現場技術員の勤務場所は、原則として、西部総合県民局農林水産部＜美馬＞庁舎内とする。

8 変更契約

3から6の内容について、大幅な変更が生じた場合は、発注者及び受注者と協議のうえ変更するものとする。

9 業務実施報告書（履行報告）

受注者は、業務実施報告書（履行報告）を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月10日までに、監督員に提出しなければならない。

10 成果品

成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 打合せ記録簿
- (3) 引継事項等記載書（任意様式）
- (4) その他監督員の指示によるもの

